

平成22年度 山梨県森林審議会（第1回） 議事録

（平成22年12月7日掲載）

1 日 時：平成22年11月8日（月）午後1時30分～午後4時

2 場 所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）赤坂 治績、泉 桂子、大須賀 久、小田切 美知子、金子 正司、
嶋 光雄、清水 みどり、高村 忠久、田中 美津江、辻 一幸、
戸栗 敏、三好 規正 以上12名

（事務局）岩下林務長、山本森林環境部次長、深沢森林環境部技監、
深尾森林環境総務課長、山縣みどり自然課長、宇野森林整備課長、島田課長
補佐、森林計画担当（4人）、大竹林業振興課長、江里口県有林課長、県有林
計画担当（3人）、岡部治山林道課長、田邊課長補佐、保安林担当（2人）、
林道担当、小林中北林務環境事務所長、杉山峡東林務環境事務所長、佐野峡
南林務環境事務所長、市川富士・東部林務環境事務所次長、
杉村 森林総合研究所長

4 傍聴人の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 審議会委員任命書交付
- (3) 森林環境部 林務長あいさつ
- (4) 職員紹介
- (5) 座長の選出
- (6) 議事録署名委員の選出
- (7) 会長・会長代行の選出
- (8) 会長あいさつ
- (9) 議事
- (10) その他
- (11) 閉会

6 議事に付した事案の案件

・森林保全部会長・保全部会委員の指名【公開】

[審議事項]

・富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更【公開】

[説明事項]

・山梨県県有林管理計画の樹立【公開】

7 審議の概要

司 会：(はじめのことば)

司会、進行を務める森林整備課課長補佐の島田です。よろしくお願ひします。
ただいまから、審議会に先立ちまして森林審議会委員の任命書の交付をさせて

いただきます。林務長から任命書をお受け取り下さい。

林務長：(出席の委員に任命書を交付)

司 会：それではただいまから、森林審議会を開催します。

最初に森林審議会の法的根拠でございますが、森林法第68条第1項の規定により、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととされています。森林審議会への諮問事項につきましては参考資料9ページのとおりでございます。

続きまして、森林審議会の成立についてであります。山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名で、本日御出席いただきました委員数は12名でございます。過半数に達していますので会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、森林審議会の審議は、公開となっております。後日その議事録が県庁ホームページより閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっております。本日も傍聴席が設定してあります。

議事に先立ちまして、岩下林務長より挨拶を申し上げます。

林務長：(挨拶)

司 会：ありがとうございます。

本日出席の県職員を紹介します。(所属長以上紹介)

次に新会長選出まで、座長を選出して進行したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

各委員：「事務局一任」の声

司 会：それでは、大須賀委員に座長をお願いしたいと思います。大須賀委員、よろしく申し上げます。座長は、今回の審議会の議事録の「議事録署名委員」と「会長及び会長代行」の選任について申し上げます。

座 長：ご指名ですので、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。まず、本日の議事録署名委員については、いかがいたしましょうか。

各委員：「座長一任」の声

座 長：それでは、私が指名した委員に申し上げます。

次に、会長及び会長代行の選出についてですが、森林法第71条により委員の互選によるとされていますが、ご意見を申し上げます。

委 員：前期の会長であった辻委員に引き続いて会長をお願いしてはいかがでしょうか。

座 長：委員からのご意見ですが、皆さんの賛同を得て決定したいと思います。いかがでしょうか。

各委員：異議なし

座 長：それでは、会長は、辻委員に決定します。

続きまして、会長代行について、ご意見を申し上げます。

委 員：会長代行については、田中委員をお願いしてはいかがでしょうか。

座 長：会長代行については、継続して田中委員をお願いする意見がありましたが、いかがでしょうか。

各委員：異議なし

座長：皆さんの賛同がありましたので、会長代行は、田中委員と決定させていただきます。

それでは、会長と会長代行が決まりましたので、ここで座長を降ろさせていただきます。御協力、ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。

それでは、山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることになっていますので、辻会長に議長をお願いします。

議長：(挨拶)

それでは、しばらく議長を務めさせていただきますので、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、議事に移ります。

第1号議案の保全部会長及び保全部会委員について、事務局より説明をお願いします。

事務局(森林整備課長)：森林法施行令第7条により、知事は必要と認める場合は、森林審議会に部会を設けることができることになっています。本県では、森林保全部会を設置しています。その所掌事務は、林地開発に関すること、保安林の指定解除に関すること、松くい虫の被害対策に関することなどであります。

保全部会長及び保全部会委員は、会長が指名することになっておりますので、会長から指名をお願いします。

議長：それでは、指名します。

保全部会長は、金子委員をお願いします。

保全部会委員は、大須賀委員、風間委員、嶋委員、田中委員をお願いします。

以上で、5名の保全部会委員の指名が終了しました。

次に、知事から諮問のありました、第2号議案の「富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について」を、議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：(森林整備課長から地域森林計画の位置づけについて説明)

(治山林道課長及び県担当者から「第2号議案 富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について」詳細説明)

議長：ただいま、事務局からの説明が終わりました。続いて、縦覧に供した結果の説明を事務局からお願いします。

事務局：森林法第6条第1項及び第2項に基づき、平成22年9月16日に公告して、30日間の公衆の縦覧に供しましたが、意見の申し出はありませんでした。

また、国関係機関、及び14市町に対して、意見聴取をしたところ、関東経済産業局から意見があり、「当計画区内には鉱区が存在するため、鉱業の実施に際して支障のないよう配慮を願う」旨でした。

なお、その他の国関係機関及び市町からは、「特に意見がない」旨の回答をいただいております。

議長：縦覧に対しての意見及び意見聴取につきましては、説明のとおりであります。
それでは、意見や質問はございますか。

委員：なにぶん素人ですのでわからないですけれども、林道には普通の車も入るとい
うように聞きましたが、今までそういうものがなかったところへ、普通車が入る
ような道を作るというのは、私はとても山を荒らす、動物たちをあれするような
気がして、一般車が入る道というのは必要ないと思うんですね。林業専用道だけ
で、もうそれで、林も森も立派になってくると思うんですけども、一般車が入る
ような道は、どうも私はわからないですけども、いかがでしょうか。

議長：いかがなものかということですね。この件について、事務局から説明をお願い
します。

治山林道課長：林道というのは従来より一般車両が通行できるということで整備させて
いただいているところでございます。基本的には林業のための道ということで開
設しているわけですが、林道につきましては県道と同様、公道扱いにされている
部分がございます。場所や利用状況に応じまして、開放したりしているわけでご
ざいまして、山梨県におきましても1種から3種までありまして、一般車両の入
れる道や、林業専用の道、これは林業関係者しか入れないということで、利用の
状況に応じまして林道を一般の方にも入って頂くという形となっています。

当然、今言われたように自然を守るとか、工事をしている最中も含めて十分考
慮しながらやっているわけです。林道につきましては、森林施業の他に森林には
いろんな機能がございまして、保健休養的な機能に供する森林もございまして
、一般の方が入ってこられるような道ということになっております。

委員：生物多様性というものも、植生と一緒に大事にしていかなければいけないと私
は思っていますが、車が入る、人間が入るとい、そういう山を増やすとい
うのは、どうかと思います。人間は下の方で生活して、植物と動物には安楽なところ
を与えてやりたいという気持ちがありまして、一般車両が入ったら車の排気ガス
だけで汚しているような気がします。山梨の森をそういう森にしてほしくない。
私としては獣道だけがあるような森林が好きなんですけども、そういうところへ
入って、さあ開発だというのは、どうなんでしょうか。

委員：私は同じところでわからなくて、先ほどから聞きたかったのですが、いきなり
話題を逸らしてもいけないので、今、委員からあったことについて、説明側では
ない委員の方で考えを述べるというのもちょっとおかしいかもしれませんが、
林道というのは確かに林業経営用の道ですが、山村の中にも離れた集落とかいっ
ぱいあるのが日本の実態です。今、そこで暮らしにくいと言って離村して、そ
ういところに人が住まなくなってきたという実態がありますが、昔から山村
の文化といいますか、そういう集落が成り立っていました。そういう場で林業が
行われ、炭焼きが行われという歴史があるのですが、林道というのは林業経営用
ですけれども、そういう山村の生活基盤としても役立ってきたというのが実態と
して日本全国であると思います。というのは、公道がそういう山村まで隈無くつ
けられないという実態があります。ですから主たる目的は林業ですけれども、従

たる目的としてそういう集落の生活道として病院に行かなきゃ行けないとか、学校に通うとか、勤めに出るとか、いろんな生活の場で実態として生活道としての役割を果たしてきた、というのが林道の役割としてありました。

それと山地の場合、地すべりとか山腹崩壊とか、日本の場合は多いので、災害で道が壊れるということは往々にしてありますが、そういった場合、ライフラインとしての道が失われる場合に、林道がバイパス道として役に立った例はたくさんあります。

ですから今の御意見のように、どんどん開発してという、そういう時代ではなくなっていると私も思います。しかし、林道には主たる目的もあります。山村で暮らす人たちの生活のためという位置づけもあるということで、林業以外の一般車両が行き来するというのは、それなりに意義があるのではないかというふうに思っております。

それと私がわからなかったのは、路網区分が①林道、②林業専用道、③森林作業道の3つに分かれていて、路網に係る道を車道と森林作業道に分けて、そのうち車道を林道と林業専用道に分けてあるので、よく考えればわかるんですけど、災害復旧の対象となるのはどこまででしょうか。

また、林道台帳の登載の対象となるのはどこまででしょうか。

それから、林道規定の対象となるのはどこまでなのか。そこらへんを不勉強なので教えて頂ければありがたいと思います。

議長：委員、今ですね、委員から林道や車道の説明をしていただきましたけども、そんなようなことで今までやってきたという中で、林道については工夫がされているわけです。林道イコール地域の生活道という解釈の中で林道の位置づけもあったということです。

県としてはどのような区分をしていくのかという委員の質問に事務局から願います。

治山林道課長：今までの林道は、山梨県としましても、計画路線長を800km減らして林道路網計画を平成16年に立てて現在あるわけです。今までは林道計画ということでやってきましたけれど、今回の国の見直しによって林道、林業専用道に加えて森林作業道、これは作業路ですけども、これを含めて、あるいはこれらと一般の公道を合わせて計画を来年度見直していく予定を立てております。

そういう中で、林業専用道ですけども、できるだけ経費のかからない、また従来のように走行性等を考慮してなるべく直線になるようしたりせず、山の地形や傾斜に合わせて切り盛りの量を少なくして、環境に影響のないようにしていこうということで考えているわけです。今回の計画につきましても林業専用道という形でやっていこうと考えております。

それから、林道台帳の登載対象は林道と林業専用道の2種類が対象となります。これに登載することによりまして、国から災害復旧の補助金がもらえるということで、台帳に載っていない路線は県が復旧しなければならないということで、そういう意味では非常に助かります。

委員：確認ですが、地域森林計画の対象となるのは林道と林業専用道という解釈でいいでしょうか。

治山林道課長：そのとおりでございます。変更計画案を見ていただくとわかりますが、林道と林業専用道については一覧表を載せております。森林作業道については、個別に表を載せるということはいたしません。

委員：さきほどの委員の考え方というのは私もわかりますが、たぶん今回ここで林道という位置づけをしたのは、林道とか林業専用道という区分の仕方ではあるならば、林業専用道の方は永久的な構造物ができなくて土の構造物が原則であること、それから林道の方は永久的な構造物もできるという中で、この4路線を見ていきますと、いずれも里山ではなく、かなり山の奥の方に位置する林道ではないかなと思います。ですから、一義的に一般車両を誘導するという位置づけの中で林道を作るのではなくて、構造物を入れなければならないような路線だから林道という位置づけをして、ここに載せようとしているのではないかなというふうに私は考えます。もしそうであれば、林道ということで追加するのはいいのではないかなと思います。

それはそれとして、林道名として1号支線というのが3本ありますが、これは支線を何本も作るという想定を元にこういう名前にしているのでしょうか。

それともう1つ、林道の路線とすればいずれも短いですが、たぶん別当代山はこれだけ開設すれば稜線に届くのかなと、そういうことで1.0kmという延長としているのかとも思いますが、いずれにしても林道としては10年間の延長としては少ないような気がするのですが、そのへんをお伺いしたいと思います。

治山林道課長：集約化施策を推進する中で、路網密度を高くする方向性があり、また地域森林計画や県有林管理計画の中でも路網を考えると、集約化箇所を集中的に整備していこうという考え方になってきております。資料2の6ページにイメージ図が載っておりますが、林道を幹線とした場合に林業専用道と森林作業道を入れて、集中的に整備していこうということで描いてあるわけです。

1号支線という名称につきましては、幹線の林道に対して支線という扱いで名称をつけておまして、今回はとりあえず1号ということでつけさせていただきます。

今回の路線の追加については、来年度新規事業という中で、特に緊急性がある、具体的に計画があるということで今回載せることとしております。

いずれにしても来年度、林道、林業専用道、森林作業道を含めてですね、路網計画の見直しをする予定になっておりますので、今後5年から10年のそれぞれの考え方というのは来年度お示しできると考えております。

議長：他に意見はありますか。ないようですので、議事を進めさせていただきます。

では、諮問のありました、「富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について」は、異議のないものと認めてよろしいでしょうか。

各委員：異議なし

議長：異議のないものとして、答申することを決定させていただきます。

なお、答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

各委員：異議なし

議長：それでは、会長一任ということにさせていただきます。

つづきまして、第3号議案「県有林管理計画の樹立について」です。

事務局の説明をお願いします。

事務局：(県有林課長から県有林管理計画の位置づけについて説明)

(県担当者から第3号議案「県有林管理計画の樹立について」詳細説明)

議長：事務局の説明が終わりました。

山梨の県有林は官民合わせて5本の指に入る山持ちだと聞きました。やはり山梨県にとって県有林はただ山持ちというわけではなくて、影響力は大きいということに改めて感じさせていただいたわけでございます。

それでは、御意見や御質問をお願いします。

委員：木の種類が説明されていましたが、カラマツでしたか一番多かったのは、それからヒノキが多いというのは、何か歴史的な経過があるのでしょうか。

県有林課長：戦後、標高の高いところまで伐採されて、それが皆さんの生活の糧になったわけですが、その跡地に何を植えるのかということの中で、標高が高くてもある程度育つということでカラマツが多いということだと思います。先ほどカラマツが多いのが特徴だと申しましたが、日本中見ましても、標高が高いところ、寒いところということから、北海道と長野県、それと山梨県しか、おそらくカラマツがこれだけ大面積に広がっているところはないと思います。

ヒノキにつきましては、標高が低いところ、いわゆる里山に近いところで育つということと、林業経営上、ヒノキの価格が良いということもあって、人工林の樹種としてはヒノキを植えていったという経緯があると思います。

ただ、今の話は人工林の話です。県有林の半分以上が広葉樹ですので、誤解されないようにお願いいたします。

委員：林道を作っていく、車が入るようになるということは、ちょっと違う面から考えれば、飲料水の質が悪くなったりとかそういうことに影響があるような気がするんですね。山梨は山がたくさんあって木がたくさんあって、空気がおいしいね、というような、そういう印象を私は崩したくないんですね。開発とかそういう方向に向かっていくときに、ちょっと裏腹になると水の質が悪くなったりということがあるので、そのへんを考えていただきたいと思います。そして温暖化ということですが、山梨は山がたくさんあって大丈夫だといっても、1990年比で見ると、倍ぐらいの制限をしていかなければならないような、そういう温暖化の傾向がありますので、そのへんをよく考えていただいて、山に道を入れるということはそれだけ木が少なくなるということですので、私はそのへんをととてもお願いしたいと思います。

委員：私は委員と同じ立場の主婦でございますけれども、少し違った観点から申し上げますと、私たちはボランティアとして山に入らせていただいております。今、

山梨県の県有林のお話も出ましたけれども、森林の温暖化対策に寄与する部分ですとか、生活の水をきれいにするとか、山に手が入って初めてそれが成されるということを私も知りました。そういう意味で私どもは啓発を含めて、人がいっぱい山に入っただくことを歓迎している団体でございます。

6～7年前に計画を立てさせていただいて、来年で5年目を迎える「富士山の森プロジェクト」というのがございまして、100haに及ぶ森林に、年間1千人以上のボランティアが入って啓発活動をしているわけですが、今考えますと、100haもの森をよく私ども素人にお与えいただいたなど、感謝するのみでございます。

そういうふうな、いろんな意味も含めて私どもも頑張ってきた結果、県の多大な御協力をいただきながら、来年5年目を迎える道半ばですが、ほぼ成功に近い形で推移していると思っております。

そういう中で、皆さんのアンケートの中にも「公園などで開催される工作教室やエコツアー、トレッキングなどの自然体験活動の場」ということに限られているようですが、私どもが企業の方、東京の方、あるいはいろんな方を御案内するときに、必ずしもですね、作られた工作教室とかエコツアーだとか、そういうものではなくて、本当に自然の中の林業の体験を通して初めて知るということを、皆さん強く関心をお持ちなんですね。

まだまだ成功とは申しませんが、半ばここまで来ているという部分には、そういう林業に対する思いを知ったことによる次の啓発ということが生まれてきています。ですから私は、県有林が大事な財産ではございましょうけれども、林業経営の一端を民間に開放するというような、場の提供があってもいいのではないかと考えております。県有林がこれだけ多い山梨県ですから、それは民地に波及するでしょうし、今手入れが届いてないと言われる民地に波及させるためには、県有林や公有林でやる必要がどうしてもありまして、そこでの成功事例が次に民地に飛び火するということを、私は半ば確信に近いものを、10年もボランティアをやっておりますと思っておりますので、是非ですね、民間の活力の導入ということを積極的に県有林の中で取り組んでいただきたい。そしてそういう成功事例を持ってですね、民地に御理解をいただきながら公益的機能を果たす森林を守っていききたいというのが、私どもの願いでもございますので、10年間こういう活動をしました結果、私は特にこれをお願いします。民間活力というものはバカにならないんだということを再認識していただく上で、国土の国民的経営という言葉が国土交通省は使われて、これには里地も入りますけれども、そのような形で国民運動として日本の国土を守っていく必要があると思っておりますので、是非そんなようなことを考え合わせいただければありがたいと思っております。

議長：ありがとうございます。

委員、どうぞ。

委員：私は林業については素人ですが、素人なりに先ほどの計画を拝見して、

時宜を得た計画が進んでいるなど。それで、ちょっと教えていただきたいのが、まず3ページのところでグラフがございまして、県有林の中で人工林というところがございまして、カラマツとかヒノキとあるんですが、広葉樹というのがまだまだ少ないというのがこれを見てもわかるんですけど、よく聞くのが広葉樹の方が針葉樹よりは保水力が高いと、水害を防ぐためにも非常に有効だということを聞いたことがありますし、生物多様性という面で、最近よくクマが里地に下りてくるというのはドングリのなる木が少なくなったからだというようなことも聞きますが、広葉樹というものをどのように今後進めていくのか、増やしていくのかということです。先ほどやり方についてですね、少し説明があったんですけど、もう少し具体的な数値か何かお持ちなのか、そのあたりに具体的なものがあれば教えていただきたいというのが1点です。

そしてもう1点はですね、最近、森林が荒廃してきて、民有林を私人で管理できないと、それで荒廃してきて、悪循環で水害の要因になるとか、荒廃がいろんなところへ悪影響を及ぼしていると聞くわけですけど、県によっては民有地で管理できないのであれば、例えばNPOとか企業であるとかに、県が仲立ちをして斡旋をする形で管理できるようにする、そんな形にすることを条例で決めているというようにしている県があります。千葉県では千葉県里山保全条例というのを作ったりしております。隣の長野県もそういう条例を以前、田中知事のときに作られておまして、今これをどのように運用しておるかわかりませんが、このような民有地でうまく管理できないものについては、どのように公的な関与をして、県が公有林化していく、あるいは斡旋をしていく、こういうようなことを進めていくのか、場合によっては、バックボーンとしての条例が何かあってもいいのではないかと。

併せて、アンケートにもありましたけど、山崩れや洪水などの災害を防止するというのがあるんですが、これはやはり水と一体として管理する必要がある。河川との、流域での一体管理というのが必要だと思うんですね。そこで、それについて、どのように河川との連携をとって、例えば山梨の森と水を一体的に保全していくような条例などを制定していくということも1つあり得るのではないかなと思います。このあたりについて御意見をお伺いできればと。以上です。

県有林課長：まず林道の話ですが、2車線の舗装された道を御想像されていると、今話しが出ている林道とは違うかもしれません。林道については基本的には、路網の幹線となるものでしっかり整備していきたいと考えています。そこからの支線、実際に木材を運んだりするものについては、低規格、要は作業する車両がギリギリ通れるものを考えています。また、切り盛りというものは極力抑えていくとともに、例えば橋を架けるところは、洗い越しで通っていくなど、そういうようなイメージの道で、基本的にはいわゆる作業のためのものだと思っています。

森林というのは、先ほど委員も言われたように、管理して初めて森林の機能が発揮されるということです。県有林の場合は適切に管理していると自負しており

ますが、まずは適切に管理していくということが重要ではないかということを考えています。原生林と言われているところについては、そのまま自然の遷移に任せるといいでしょうが、そうでないような、例えば広葉樹であっても二次林的なところについては適切な管理が必要で、そのためには林道、作業道が必要だというふうに思っています。

次に委員の「富士山の森づくり」ですが、あれだけの面積の森で毎年1千人くらいの方々が、富士山の麓で植林作業等されているというのは、日本のどこを見てもないと思っていますし、オイスカさんの努力によってそういう活動ができているというのは、我々としても誇らしく思うとともに、それが県有林で行われているということはどこへ行っても自慢できるものだと思います。

林業の体験ができるようなものということについても、先ほど少し説明しましたが、山梨県には3つの森林公園と12の森林文化の森があるという話をしました。3つの森林公園というのは、いわゆる公園として整備をして一般の人たちが入っていただく、例えば武田の杜であったり、県民の森であったり、金川の森であったり、そういうところはある程度遊具を設置するとか、森林科学館とか、そういう施設を整備するというところでやっています。森林文化の森というのは、施設整備ではなくて、森林そのものを公園として見立てて、そこで地元の方々、環境教育をやられる方々の自主的な取組によって森づくりをしていくという場として、開放しているということですので、そういうところも活用する中で、林業体験とか環境教育の活動の場として使っていただければというふうに思っています。

また、「富士山の森づくり」も4年目を迎えましたので、今後どのような取組をしていくかということについては、我々と、やっていただける企業の方々と、オイスカの方々と協議をして、また一歩進めたような形で全国に誇れるような森づくりにしていければなというふうに思います。

次に委員からの御質問ですが、広葉樹を具体的にどうやって増やしていくかということにつきましては、標高の高いところや急傾斜地で人工林になっているところにつきましては、先ほどの説明で絵を描いたような形で伐採をする中で広葉樹を植えていくことになると思います。そういう中で将来的には針葉樹と広葉樹が混じり合った山にもっていきたいと考えています。ただ、1年や2年でできる話ではありませんので、将来的に百年先を見据えた中で取り組んでいきたいと思っています。

数値的にどの程度の目標をたてるのかということにつきましては、今、その適地がどの程度あるのか調査していますので、それらを踏まえて、数値目標にするのか、もともとこの計画はどこの場所にどういう施業をするかということが基本ですので、そういうものを積み上げていけば数値目標になると思っていますけど、まだ具体的な話としてお示しできるようなものは積み上がっていません。

みどり自然課長：企業の森づくりについてお話しさせていただきます。現在、県そのものではなくて、山梨県緑化推進機構の中に設けております森づくりコミッション、そこが窓口となって企業の森づくりを進めております。今日、委員として出席し

ていただいております委員のオイスカさんにも御協力いただきながら、現時点で約40箇所、面積的には470haほどで森林整備の活動が進んでおります。

それと併せまして、CO2の吸収認証制度も平成21年から設けておりますので、それらを活用しながら、引き続き企業による森林整備を進めていきたいと考えております。

森林整備課長：委員の方から質問のありました、いわゆる民有林の方で管理できないというところがございます。県としましてはこれまで、所有者負担がないような、助成制度に上乗せして間伐ができるような事業をこれまで何年か続けてきておりまして、引き続きやっているところがございます。

NPOとかの仲立ちになるような仕組みについては、先ほど森づくり Kommissionなどの取組もございましたが、委員からも県有林で先駆的にやっていたら、それが広がっていくというお話もありました。これから広がっていくような状況にあると思います。

条例も含めてというようなお話もありました。公有林化というのは財政的にも費用がかかりますので、まずは今の国の森林・林業再生プランの流れの中では、所有者自らできないところは森林組合とか事業者が施業の受託を受けて、そういう方々が担い手になって集約化施業で実施していくこととしています。まずはこういった取組を第一に進めていくのかなというふうに思っております。

また、流域や河川一体となった流域の管理というようなお話がございました。これは、いろんな取組が現在、県内でも行われておりまして、早川町さんでもやっていたら、神奈川県との連携ですとか、東京都の水源林があつたりします。地域の特性とかに応じた取組が今、県内で行われており、これを一律、県の方で条例化するというのはなかなか難しいところもあるかと思っております。少しでもそういった取組がまずは推進されるように、いろんな先生方の御意見を伺いながら、今後検討していきたいと思っております。

委員：森林というのは県有林と民有林とかで成立しているように思います。耕作放棄地とかワーストワンなどと言われております。あと何年経ったら食糧危機が来るということはわかりませんが、放っておくよりも何か成長の早い木を植えたらどうかと思います。

私は山梨学院のそばなのでメタセコイアの並木とか、カラマツの並木を見ますが、すごく大きくなっています。何年生か知らないんですけども、街路樹でこんなに木が育つんだなと。日本が今から木と食糧が危機になってとか、この間新聞で読んだんですけども、そういうことを考えると耕作放棄地のようなところも、学校の並木もある程度の大きさになったら買い取ってやるとかしていくというようなことも、お願いをしたいと思っております。

議長：御意見ですね。

委員さん、どうぞ。

委員：県有林の管理計画でちょっと確認させていただきたいと思っております。林務長の挨拶の中にも、国産材の自給率50%に高めるということですけど、先ほどの説

明の中で主伐に係る、もう50年生を超えたものについてはそうなるのですが、主伐に係る説明が割合少なかったですね。切った後どうするのか。先ほどから出ている樹種のことがあるわけですけど。例えば間伐をやっていますね。利用間伐となると間伐したものを売るのか、最初から売ってしまってそれを間伐させるのかと。相当木が大きくなっているところについて、そういう考え方も当然あっていいと思います。しかも長伐期化が進んできているということですから、そういうことも可能かということもあります。そのへんのことを聞きたい。

もう1つ、昭和48年に県有林の土地利用区分というのを定めましたが、これについては、基本的に見直すのでしょうか。2点、よろしくをお願いします。

県有林課長：まず、主伐のことがあまり触れられていないということですが、当然、主伐期に来ていますので、主伐を進めていくという前提で、供給量、伐採量について検討しています。ただ、先程から言っておりますが、一方では公益的機能の拡充ということも求められていますので、それをどういうふうに調和させるのかというのが今回の計画の課題と思っています。そういう意味では奥地の標高の高いところや急傾斜地のところの人工林については、広葉樹への植え替えということも考えていきたいと思っていますし、また、民地の近くとか比較的里山地域については、そういうところはだいたいスギやヒノキが植わっているわけですが、そこについては積極的に収穫をしていくと、それで木材の供給を果たしていくということを考えていくつもりでいます。そういうメリハリをつけないと両方の考え方を成立させることは難しいと思っています。

売り方の話ですが、確かに委員が言われているように今まで間伐で材を出しているものにつきましては、県で切ってそれを市場に出しているという形で供給して参りました。それ以外は基本的には切り捨てとなっています。ただ、今言われたように、だんだん間伐材も大きくなってきているというようなことがありますので、立木のまま公売に出して間伐するという売り方というものも検討していかなければならないと考えています。そういうことをしないと間伐材を市場に供給するのは難しいとも思っています。どういう売り方ができるのか、間伐材について立木売りができるのかどうか検討しているところでございます。

土地利用区分については基本的に見直しをする考えはありません。

委員：いつ切るかの話ですけど、基本的に平均成長量が最大となるときに伐期と定めてきて、森林法でもある程度定まっていますが、そういう考え方でずっといわれるのか。あるいは、平均成長量最大のときをつかまえて伐期齢にするより、はるかに山が現実量の問題として成長してしまっているの、そのへんの考え方の整理というのをどうやってされているのか。そのへんを教えてください。

県有林課長：平均成長量最大のところで切るのが一番効率的ということで、私も昔学校で習った記憶はあります。ただ、現実に行っていくときにつきましては、当然それぞれの場所で、同じ林齢でも北向きの斜面もあり、南向きの斜面もあり、それぞれみんな違うわけですから、今の考え方とすると、基本的には収穫の対象となるような林分については現地調査をして、確実に収穫できる材になっているかど

うかを確認した上で収穫地を決めていくということです。当然、伐採の林齢が来ていることを前提にはしますけれども、最終的な判断につきましては現地を確認した上で、切れる木か切れない木かを判断するということをしております。

委員：先ほど耕作放棄地というお話がありましたけれども、新聞や林業やまなしなどで、山梨県では耕作放棄地の森林化を進めるという政策を取られているそうですので、お知らせいたします。

県有林について2点質問させていただきます。

1つ目は、先ほどから林道のお話が盛り上がっておりますけれども、県有林内でモノレールの施設は今のところあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

あともう1つは、9ページに広葉樹への移行が図示されておりますけれども、天然下種更新のようなものを想定されているのか、それとも苗木の植栽でいかれるのかということを見通しということにかまいませんので、お聞かせ願いたいと思います。

県有林課長：モノレールについては恒久的なモノレールというのはありません。ただ、作業の途中でモノレールを使っている事例があるかもしれませんが、林道みたいな形でモノレールを設置している場所というのはないと思います。効率的に材を出すかについて研究していますので、その1つとしてモノレールというものもあると思います。

広葉樹をどうやって増やすかという話で、天然下種更新でやるというのはずいぶん前からやっています。ただ、間伐をやって天然下種更新をしますという計画を10年前にも作りましたが、通常の間伐では広葉樹が侵入するだけの照度が上がらないのが現実です。強度に間伐をするのはなかなか難しく、そうしたことから先ほど説明しましたように、ある程度の面積を切るということの中で、天然下種更新や必要であれば広葉樹の造林ということをして広葉樹林化を図っていかうと思っています。ただ、広葉樹の造林事業というのは昭和60年くらいから始めていますが、大面積でもないの、それよりも天然下種更新の方が本当は現実的とも考えています。先ほどメタセコイアという話がありました、やはり一番いいのは郷土樹種を植える、そこに合った在来の木を植える、植えるよりもそこから天然に出てくる広葉樹を育てていくと、それの方が山梨の山には良いと思っています。広葉樹の森づくりは、天然下種更新も含めて、いい苗木があれば植えていくということも含めて、両方で考えています。

委員：私の専門は江戸時代の文化なんです。当然、江戸時代のいろんな文献を読んでいます、その中で山梨はマツタケが採れたようです。上方、関西の方は割合採れたんですが、関東は採れるところがなくて、ここと群馬くらいだったようです。それで、さっきの質問とも関係してきますが、木の種類にもよると思いますが、今は採れるのかということと、それから、復活の可能性はあるのかという質問なんです。

森林整備課長：おそらくアカマツで、旧来から西日本、特に関西とかでは採れたという

ことです。現在はマツクイムシの話もありまして木というか林全体が弱ってきています。

これはちょっと科学的な説明になるかどうかわかりませんが、かつては山の中から落葉なり薪なりを集めて肥料やそういうものに使っていたので、山が比較的痩せていたということです。アカマツはどちらかというと痩せた土地に生育するものですから、江戸時代の水彩画とか見ていると、アカマツの木が生えてあんまり山に木がない。おそらくそういった森林から落葉とか取ってきた、そういった森林が維持されれば、それなりにアカマツも元気になって、そういうところではマツタケも採れたのではないかと思います。本県ではわかりませんが、他の県ではそういったマツタケの採れる山を整備しようと、一生懸命、葉をかき出したりという作業をやっているところがあります。ちょっと科学的なお答えではないかもしれませんが、そういう人為的な森林への働きかけというのがなくなってきたので、アカマツも少し他の木に移ってきたりということで弱ってきている状況ではないかと思っております。

委員：9ページに公益的機能の高い森林の造成というのがありまして、その中の絵の四角の中に、公益的機能が広い広葉樹の森への移行、と書いていますが、この場合の公益的機能というのは、公益的機能にも色々ありますが、何を具体的に想定されているのか。

公益的機能には例えば水源かん養とか、CO₂の吸収による温暖化防止とか色々ありますが、水に関しては、前に水の問題を研究している専門の研究者に聞いたことがあります。広葉樹と針葉樹で差があるというデータは確認されていないというふうに聞きました。一般的には広葉樹の方がいいと言われる人は多いのですが、専門の研究者はそう言っておられました。また、人工林と天然林では天然林の方がいいと言いますが、それも確認できていないということでした。

それで、あえて考えれば8ページにある、動植物の生態系の維持・増進かなと思います。確かに広葉樹の方が昆虫とか生態系が多様になるような気がします。けれども、3ページの森林資源の状況で、人工林の中の広葉樹は確かにこのようにほんのわずかな割合ですが、一方で57%の天然林がいます。この中ではたぶん広葉樹の方が蓄積として、面積として多いだろうと思います。それだけ広葉樹がある中で、生態系の多様性のためにわざわざ広葉樹の森へ移行する必要があるのかなという気がします。

それから、県民の要請の中で一番高いのが地球温暖化防止と書いてありますけど、CO₂を吸収するという意味では、広葉樹よりも人工林の針葉樹の方が圧倒的にスピードが速い、数倍速いということが確認されております。

だから、このへんのところを安易に書くと色々誤解の元になるので、今後御検討されてはいかがかなと思います。

県有林課長：確かに水源かん養機能とか保水機能というのは人工林でも天然林でもそれほど変わらないというデータがあることは承知しています。表現の仕方が一般論的に公益的機能の高い森林としていますので、誤解を受けるのかと思います。こ

ここで書いたのは経済的機能に対する公益的機能という意味で書かせていただきました。ただ、今、委員が言われたように誤解を招くということであれば、記述するときには考えていく必要があると思っております。

議長：委員の意見で、人工林と天然林で、人工林の方がCO₂の吸収量が多いんですか。

委員：CO₂の吸収というのはもともと植物の持っている光合成作用に起因しているわけですね。太陽の光を受けて緑の葉で光合成をするときに、水分とCO₂から糖類を、セルロースを作るわけです。セルロースは木の場合は樹体の主たる構成要素になるわけです。光合成の活発な方がよく成長するので、成長量イコールCO₂の吸収量なんです。成長量がわかれば、どれだけCO₂を吸収したかがわかる式があります。いろんな係数がありますが、広葉樹でも針葉樹でも同じ式なんです。ただ係数が木によって違う。木の密度が違ったり、比重が違ったり、色々ありますので。そういう前提でお答えすると、針葉樹は年間平均して1ha当たり5～6m³成長するのが、だいたい当たり前だと思います。一方、天然林はですね、1年間に1%くらいが平均だそうです。ですので、100m³の天然林は1m³成長すると。一方、100m³の人工林は105m³になると、いいところは10m³くらい成長するところもあります。といことは成長量が多いということですので、CO₂の吸収量が多いということです。

議長：県有林の人工林と天然林の差なんですけど、人工林で努力をしながらやってきているわけなんですけど、山梨県の林地の姿を見たときにやっぱりこれ以上手をつけるというのは、ものすごく急峻な地域が多いだけに一つの限界かなと。県が努力しても、せいぜい半々くらいで、それ以上の天然林の林地というのは森林の再生になかなか手のつかないような危険な箇所ばかりです。そういうことでいけば、これを6割、7割に増やしていくということは並大抵のことではないなと感じます。

県有林課長：これまでは標高1800m以上を公益林として管理してきましたが、今回は1600m以上を基本的に公益林として取り扱っていきたいと思っています。

委員：恩賜林100周年で山梨県の県有林はですね、経済林としてこれまで守ってきた誇りというのがあると思うんですね。私は民間団体で、どちらかといえば、環境を保全する側に立っているわけですがけれども、皆さんの手によって恩賜林を100年守ってきたことによって、温暖化対策にも非常に寄与してきている。ただ、ここへ来て、材を使うということが少し停滞しているために滞っているところはあると思うんですけれども、皆さんが手を入れて管理をしてきたことによって、これだけ県土を守っているというところを、もう少し自信を持って、公益的機能という言葉も聞くと非常に聞こえはいいんですけれども、人工林を守る、日本の資産を、資源を守るという意味でも、日本において私は山しかないと思っています。ですからそういうところを県のうちの何%か、これだけ多い県有林を持っている我が県だからこそ、やっぱり人工林の大切さをもっと強調してほしい。前にも申し上げた気もするんですけど、県有林の経営が第一であって、次に公益

的機能でもいいとくらい思っているわけです。何かの加減で公益的機能が最初に来て、経営というところがいつも下に来るといふふうになっているんですけど、それは順位付けではないという説明を受けたことがあるんですけども、あえて山梨県では人工林を守ってきた誇りを、もう一度県として県有林管理計画の中にしっかり位置づけていただきたい。

私は千人規模の企業さんをお連れして来てますけれども、皆さんが100%それを活かしているとは言えません。しかし、担当企業の担当者は理解しています。だから材を使わなければダメだということに、今は企業の方が先に行ってますから、木を守るということは、木を使って初めて守れるということ、この際もって誇りを持って伝えていただきたいなということをお願いしたいと思います。

議長：意見も出尽くしたようですので、質疑を終わらせていただきます。

県有林に対しての事務局の説明、これからの取組を先ほど提案していただいて、これから計画案を作っていただくわけですけども、皆さんの活発な意見を盛り込んでいただいて、より公益的な県有林にしていきたいと思っております。

この計画案はいつ出てくるんですか。

県有林課長：3月までに作って、4月1日施行です。

議長：それでは、次回また案が出てきますので、議論をしていただくような場が出てくると思います。それでは県有林計画については終わらせていただきます。

何かこの際、森林・林業全般について、御意見などありますか。

委員：私は材を使う方の立場で今日は来させていただいています。先ほどから議論を聞いていて、やはり材を使わないと糞詰まりになってしまう。使わないと、山で一生懸命苦勞しても大変じゃないかなというふう思うわけです。山梨県木材協会としてこれからいかに県有林、殊に間伐材等を中心に使っていくか。50年生、60年生を使いなさいということだと思いますが、私たち、建築を中心にして山梨県の木を使うとすれば70～80年生くらいの木を使いたい。ただ、50～60年生を使いなさいと、先ほど言われた光合成が50年で一番盛んなんだよという中で、そういう環境だけで考えた場合は、そういうものも使わなきゃならんかなと。それにはきっとそのままでは無理でしょうね。かなりの乾燥技術を加えて使わなきゃ無理です。それから集成材とかそういうものに加工しないと無理だろうということになるかと思えます。その点で、今、林業振興課を中心に集成材をこれからいかに立ち直らせていくべきか、いかに乾燥していくかというところで、努力しているところでございます。私は今日ここへ来て、そうしなければいけないなということを感じたものですから、一言言わせていただきました。

議長：伐期が来ていることは間違いないですけどね、どこで効果を出すか、そういう木になっているかというのは、今、委員が言われるような感じも私は山へ入ってみて受けるんです。もったいないうちに出してしまうのか、我慢して耐えて出すのか、それも含めて、やはり木は育てて守ったら、時期が来たら切って売って、その循環をどんどん作っていくことによって山は再生していくわけです。これは鉄則だなと思えます。だから山にも入らないとダメだし、人工林も一生懸命使わ

ないとダメだし、天然林のエリアは天然林のエリアで保護していくということが大事です。

さっき、マツタケの話が出ましたが、マツタケはいっぱいあるんですよ。入る人がいないんですね、意外と。山に近づく人がいないんですね。私はたぶんそうだと思います。山梨の山はそれくらい入りにくいし、長野県あたりのマツタケ狩りというのは、わけもないものです。道路からちょっと入れればいいんです。山梨はちょっとそういうところは少ない、私は早川町のことしかわかりませんが、そういう感じがします。

もっとみんなが山に近づかないと山の問題というのは前へ進んでいけません。エコの問題にしても、森林整備の問題にしても、他所の人が遠のいていすぎる、都市の人は目もくれない。だから我々が守っていかないといけないという感じがします。

委員：私からお願いということで、「恩賜林の生い立ちを探る」という資料をお渡ししましたが、皆さんに県産材の箸を渡したんですが、その中に「まもられてるからまもりたい」という標語も、アピールということでございましたが、来年の3月11日に御下賜100周年を迎えますので、皆さんの御協力をお願いしたいということです。よろしくお願いします。

委員：数日前のある新聞の1面トップに、「民有林の間伐 町が補助」という記事がありました。その町というのは、当審議会の会長でもある委員が町長をされている早川町です。

森林法では、造林から収穫まで森林の整備というのは市町村の役割となっている、あるいは町としても森林所有者任せにはできない、そういう厳しい状況があるにしても、森林所有者でない町が間伐の費用を全額負担して主導的に取り組むという決断をしたことについては、私は大変驚きましたし、また共感をしたところでもあります。

そうは言っても、経験豊富な町長さんのことですから、間伐の費用について、まったく他の支援がなくて、早川町さんが丸腰で間伐を実施するというのではないかなというふうに考えるわけです。というのは、間伐の実施というのは30年以上前から全国的な課題でありまして、国あるいは県では、森林所有者でない市町村による私有林の間伐というものに対しても補助制度とか、あるいは交付税制度、あるいは基金制度、そういうようなものを用意して、そして市町村負担の軽減を図りつつ、間伐の促進をしてるのではないかと思うからであります。

そこで、早川町さんの場合のように森林所有者に代わって町が事業主体となって間伐を実施するような場合に、国とか県の施策がどんなふうになっているのかお伺いしたいと思います。

森林整備課長：この前、私も新聞の記事を拝見しました。市町村がやられる場合も、森林組合もそうなんですけども、森林を持たない者が例えば施業受委託みたいな形で、市町村さんが実施主体となる場合には補助金が基本的には出せる場合がある

というふうに理解しております。先ほどお話のあった基金というのも、この3年間、来年で終わりますけれども、市町村さんが事業主体になれるという形でやらせていただいております。

委員：そういうような、市町村を支援するいくつかの仕組みがあるとするならば、今、AGの仕組みがどうなってるかわかりませんが、各市町村とか、森林組合とか、そういうところへ県の方から積極的に関わっていき、話をしてこういう用意があるよということをごんごんPRしていく必要があるんじゃないのかなと。そういうことによって早川町さんみたいな町が、県下にいくつも出てくるんじゃないのかなというふうに思いますので、そのへんを期待していきたいなと思います。

議長：活発な意見がたくさん出ました。恩賜林御下賜100周年に向かって、なおかつ、県有林の活性化、これに民有林が一生懸命、自治体も参加しながら、取り組んでいくのがこの県の姿だと思います。この審議会が、大いにその方向性を示していただくことをお願いを申し上げまして議事を閉じます。

ありがとうございました。

森林整備課長：最後に1点だけ。

県有林管理計画につきましては、年度内に作成して、来年4月からという状況になっておりまして、当審議会では諮問事項になっていないということですので、今回の意見をいただいた上で県庁の中で作成して、公表という形になります。

また皆様に作成したものを来年度以降にお示しできるかと思っておりますが、そこだけ御了解いただきたいと思います。

司会：それではこれもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上